



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 18 日 (金)
号外第 90 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (647) (子育て応援課) 2
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (648) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第647号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県子育て支援員研修に係る委託業務公募型プロポーザル審査会	子育て支援員研修業務の受託者の選定に関する事項	平成27年8月10日から同年10月30日まで	子育て王国推進局 子育て応援課

鳥取県告示第648号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成27年9月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
1 略	1 略														
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.15パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="text-align: center;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	略	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が7年を超え10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント														
略															
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント														
略															